

入所(園)申し込みを受け付ける市内の保育所・認定こども園等(令和8年10月現在)

施設区分	園名	所在地	利用 定員(人)	施設ごとに利用できる認定区分※3			電話・FAX	開園時間
				1号	2号	3号		
小規模 事業所 保育	私	顔戸ハイジ 保育園	顔戸498-1	12		○	☎050-8883-0908 FAX 52-5221	7時30分～18時30分
	私	米原保育園	米原667-2	80		○	☎52-2477 FAX 52-3118	7時～19時
	私	米原保育園分園きらめき園	朝妻筑摩2483	30		○	☎52-8826 FAX 52-6850	7時30分～19時
保 育 所 ※2	私	大原保育園	朝日199-1	90		○	☎55-2060 FAX 55-2331	7時30分～19時
	私	柏原 こども園	柏原2293-1	15	○		☎57-0077 FAX 57-0102	9時～14時 ※16時まで 特別保育あり
		長時部		45		○		7時30分～19時
認 定 こ ど も 園	私	認定こども園 チャイルド ハウス近江	宇賀野290	10	○		☎52-1067 FAX 52-1430	9時～15時 ※16時まで 特別保育あり
		長時部		80		○		7時～19時
	私	長岡学園	長岡1167-4	15	○		☎55-0061 FAX 55-8222	9時～14時 ※16時まで 特別保育あり
		長時部		100		○		7時30分～19時
	公	いぶき 認定こども園	春照1950	45	○		☎58-2001 FAX 58-2003	8時30分～14時
		長時部		135		○		7時～19時 ※1
	公	まいばら 認定こども園	下多良146-1	60	○		☎52-3362 FAX 52-5131	8時30分～14時
		長時部		215		○		7時～19時 ※1
	公	かなん 認定こども園	三吉343	15	○		☎54-1200 FAX 54-2288	8時30分～14時
		長時部		75		○		7時～19時 ※1
	公	おうみ 認定こども園	顔戸199-1	60	○		(幼児棟) ☎52-5560 FAX 52-5561 (乳児棟) ☎52-5585 FAX 52-5586	8時30分～14時
		長時部		335		○		7時～19時 ※1

※1 延長保育の希望があった場合の開園時間(最長)です。利用希望がなければ、開園時間は7時30分～18時30分です。

※2 醒井保育園は令和8年度をもって閉園予定のため、募集はありません。

※3 教育・保育給付認定区分と利用できる施設は以下のとおりです。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	認定こども園短時部
2号認定	満3歳以上で保護者の労働や疾病等により保育を必要とする場合	保育所・認定こども園長時部
3号認定	満3歳未満で保護者の労働や疾病等により保育を必要とする場合	保育所・認定こども園長時部 ・小規模保育事業所

施設見学
随時受付中!

希望する場合は、事前
に各施設へ電話予約
をお願いします。



令和9年度の入園申し込みは、期間によって申請方法が異なります。

以下の内容をご確認いただき、期間内の手続きをお願いします。

◆一斉申し込み期間: 10月9日(金)～10月25日(日)

◆一斉申し込み期間以外(上記期限を過ぎた場合)

・2次調整: 10月26日(月)～令和9年1月8日(金)

・3次調整: 令和9年1月9日(土)～令和9年2月10日(水)

・最終調整: 令和9年2月11日(木・祝)～令和9年3月10日(水)

※10月27日(火)10時以降は、電子申請にマイナアプリへのログインとマイナンバーカードが必須となりますので、ご注意ください。
10月27日(火)10時まではマイナアプリへのログインとマイナンバーカードなしで申し込みできます。

令和9年度

保育所・認定こども園等の入所(園)
申し込みを受け付けます

問 市 こども保育課 ☎53-5133 FAX 53-5128

入所(園)対象園児

・保育所・認定こども園長時部

0歳～就学前の保育を必要とする乳幼児

・認定こども園短時部

3～5歳児の幼児(施設ごとに異なる場合があります)

3歳児: 令和5年4月2日～令和6年4月1日生まれ

4歳児: 令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ

5歳児: 令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ

・小規模保育事業所

0～2歳児の保育を必要とする乳児

申し込み方法・期間

ぴったりサービスから申し込みください。

申込手順・方法は、配布書類および市公式ウェブサイトをご確認ください。

※市外保育所等に入園希望の人、市内私立認定こども園短時部に入園希望の人は書面での申請です。

※インターネット環境が整わない等やむを得ない事情がある人は書面での申請が可能です。



▲「カテゴリ」から「子育て」を
検索してください。
10/9(金)～申請受付開始

▼案内・しおり等に関して

9月24日(木)から、こども保育課、山東支所、市内保育所、認定こども園等で配布している
ほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

※書面を提出する場合は、配布書類が異なるため、配布場所の職員にその旨を伝えてください。



▲市公式ウェブサイト

▼申し込み期間・場所に関して

受付期間 10月9日(金)～25日(日)

※市外保育所等の場合、受付期間が異なる場合があります。事前にお問い合わせください。

●市内施設新規入園・転園・継続利用希望の人

▶上記期間内に電子申請を行ってください(期間内であればいつでも申し込み可能です)。

インターネット環境が整わない等やむを得ない事情があり、電子申請が困難な人は、こども保育課(平日9時～16時45分)へ必要書類を提出してください。

●市内私立認定こども園短時部の新規入園希望の人

▶第1希望園に書面で申し込みください。ただし、園へ事前の電話連絡が必要です。

●市外施設利用希望の人

こども保育課(平日9時～16時45分)へ書面で申し込みください。

注意事項

・市内認定こども園短時部の継続利用を希望する人は、手続き不要です。

・就労証明書や診断書など取り寄せに時間のかかる書類は、お早めにご準備ください。

また、自営業主や介護従事者に必要な書類は、配布する「入所(園)のしおり」でご確認ください。

・令和9年度中に入所(園)を希望する人(令和10年4月に育休復帰するため、3月に慣らし保育を希望する人を含む)は、必ず期間内に申込手続をしてください(出生前であっても、この期間での申し込みです)。

・申し込み内容により、第1希望園との面談をお願いする場合があります。

・園ごとの入所(園)希望者が定員を超える場合、利用調整を行い、入所(園)者を決定しますので、ご希望に添えない場合があります。

・受付期間後に申し込みされた場合は、期間内申込者の入所(園)調整終了後に調整を行います。